

当院からのお知らせ

令和7年4月1日より診療報酬の改訂につき、以下の通りにお会計をさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしくお願ひいたします。

◆ 明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行が不要の方は、事前に受付までお声がけください。また、厚生労働省の診療規定に伴い、「明細書発行体制等加算」(1点)」を保険請求させて頂きます。この加算は医療機関の明細書発行体制を評価するものですので、明細書が不要な場合でも同様に算定いたします。何卒ご了承ください。

◆ 医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

当院ではオンライン資格確認システムを導入している保険医療機関となります。患者様の正確な情報を取得する為にも、マイナ保険証のご提示にご協力をお願いいたします。なお、公費等の受給者証については必ず原本をお持ちください。また、当院はマイナンバーカードによるマイナ保険証の利用により、診療情報を取得することで、より質の高い医療提供に努めている医療機関です。マイナンバーカードの利用による医療DXを推進する為に以下の項目に取り組んでおります。

- オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認による取得情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋の発行等、医療DXにかかる取り組みを実施しております。
- 電子カルテ情報共有サービスの活用については今後体制を整備していく予定です。
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。

◆ 一般名処方加算について

当院では、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。処方箋発行時に後発医薬品のある医薬品について、商品名ではなく薬剤の成分を記載した一般名処方を行う場合があります。これは、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様への医薬品が提供しやすいように有効成分を処方箋に記載する取り組みです。先発医薬品・後発医薬品にかかわらず、当院では一般名での処方箋を発行する際に一般名処方加算を算定させていただいております。何卒、ご了承ください。

◆ 夜間・早朝等加算について

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間・早朝等加算として50点を診察料に加算させていただきます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

●平日：18時以降 土曜日：12時以降



院長 木下 徳久